

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立できるような環境づくりをすることで、全社員が各人の能力を発揮し、たのしく生きられるような体制を整える為、以下の通り行動計画を策定します。

1・計画期間 令和2年1月1日から令和5年2月28日までの3年間

2. 内 容

3歳以上小学校入学までの子供を育てる労働者は、所定外労働を制限します

【対策】

- 令和2年4月～ 個人面談による子育てに関するニーズの把握（半年ごと）

令和元年11月20日作成